

平成26年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成26年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成25年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県給与集中管理特別会計補正予算
- 議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算
- 議案第26号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県営林事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第33号 子育て王国とっとり条例の設定について（子育て応援課）

子育て王国ととりの取組の基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の役割を定めるとともに、連携協力して、総合的に施策に取り組むために必要な事項を定めるものである。

（概要）

①条例の目的

- ・女性が安心して子どもを産み、誰もが誇りと喜びを感じながら子どもを育て、子どもの成長を愛情を持って支える地域社会を実現することを目的とする。

②基本的な考え方（基本方針）

- ・子育て王国ととりの取組は、全ての子ども及び子どもを産み、育てる者が、最良の支援を受けられること等を基本としなければならない。

③県、市町村、保護者、子育て支援団体、県民及び事業主の責務等

- ・県は、基本方針にのっとり、施策を総合的に推進するものとする。
- ・市町村は、基本方針にのっとり、適切な子育て支援等に関する施策を実施するよう努めるものとする。等

④子育て王国とっとり会議

- ・この条例の施行に関する重要事項について調査審議させるため、附属機関として、子育て王国とっとり会議を設置する。

[公布施行]

議案第34号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

- ①鳥取県子ども未来基金の処分事由に、未来を担う子どもの健やかな成長に資する施策のうち、子どもの読書環境の充実、ジュニアスポーツの振興に準ずる経費に充てることを加える。
- ②鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金に対し、鳥取県後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の割合を10万分の44（現行 1万分の9）に変更する。
- ③鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金、鳥取県妊婦健康診査支援基金、鳥取県ワクチン接種緊急促進基金及び鳥取県住民生活に光をそそぐ基金を廃止する。

[平成26年4月1日施行]

議案第35号 知事等の退職手当に関する条例の一部改正について（人事企画課）

鳥取県知事等の給与に関する有識者会議における意見を踏まえ、知事等の退職手当は、原則として最終退職時に任期を通算して支給する（現行 任期ごとに支給する）こととする等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第36号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（人事企画課）

職員を派遣することができる公益的法人等を変更する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・鳥取県国民健康保険団体連合会を追加する。

[平成26年4月1日施行]

議案第37号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率推進課）

平成26年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 22人減
- ・教育委員会事務局 5人減
- ・学校職員 16人増

[平成26年4月1日施行]

議案第38号 鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について（業務効率推進課）

スポーツに関する業務（学校体育に関する事務を除く。）を教育委員会から知事部局に移管するほか、平成26年度の組織改正等に伴い、部局の所掌事務等の見直しを行うものである。

[平成26年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県地方独立行政法人法施行条例の一部改正について（業務効率推進課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付等の手続が定められたことに伴い、その対象となる重要な財産について定める等、所要の改正を行うものである。

（概要）

不要となったときに出資等をした団体への納付を要する重要な財産は、帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）とする。

[平成26年4月1日施行]

議案第40号 鳥取県附属機関条例の一部改正について（業務効率推進課）

県行政に関し調査審議を行う附属機関について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①知事又は教育委員会の附属機関として、鳥取力創造運動推進委員会など23の機関を新設する。
- ②鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会など24の機関を廃止する。

[平成26年4月1日施行]

議案第 4 1 号 鳥取県行政財産使用料条例等の一部改正について（財源確保推進課）

消費税の税率引上げ等に伴い、使用料及び手数料の額を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

(改正する条例)

- ①鳥取県行政財産使用料条例
- ②鳥取県保健所条例
- ③鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- ④鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- ⑤鳥取県都市公園条例
- ⑥鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例
- ⑦鳥取県国有地使用料徴収条例
- ⑧鳥取県道路占用料等徴収条例
- ⑨鳥取県海岸占用料等徴収条例
- ⑩鳥取県流水占用料等徴収条例
- ⑪鳥取県砂防指定地等管理条例
- ⑫鳥取県漁港管理条例
- ⑬鳥取県港湾管理条例
- ⑭鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- ⑮鳥取県手数料徴収条例
- ⑯鳥取県営企業の設置等に関する条例
- ⑰鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- ⑱鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
- ⑲鳥取県警察手数料条例

[平成 26 年 4 月 1 日施行ほか]

議案第 4 2 号 鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例及び鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について（教育・学術振興課）

私立高等学校等の耐震改築事業等の促進を図るため、補助率を引き上げる等所要の改正を行うものである。

(概 要)

- ①鳥取県私立高等学校等改築事業助成条例の一部改正
平成 26 年度から平成 30 年度までの間に交付決定される私立高等学校等の改築事業に対する補助率を 3 分の 2（現行 2 分の 1）に引き上げる。
- ②鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正
私立高等学校等の耐震改修事業のうち国庫補助率が 3 分の 1 であるものに対する補助率を 3 分の 1（現行 6 分の 1）に引き上げるとともに、交付決定を行う期間を平成 30 年度末（現行 平成 26 年度末）まで延長する。

[平成 26 年 4 月 1 日施行]

議案第43号 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正について（障がい福祉課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されることに伴い、共同生活援助の設備及び運営に関する基準を見直す等、所要の改正を行うものである。

（概要）

共同生活援助に係る指定基準に次の事項を加える。

- ・介護その他の日常生活上の援助を指定居宅介護事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）を除き、事業所ごとに生活支援員を置くこと。
- ・外部サービス利用型事業所にあつては、日常生活上の援助を委託する指定居宅介護事業者の名称等を規程に定めるとともに、利用者に説明し同意を得ること。
- ・共同生活住居とは別の場所に設置され、一体的に運営される住居は、定員が1人で必要な設備を設けるとともに、7.43平方メートル以上とすること。

[平成26年4月1日施行]

議案第44号 鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正について（子育て応援課）

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、保育所職員の配置基準を一部緩和するものである。

（概要）

職員の配置において、保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる保育所を、乳児4人以上（現行 6人以上）が入所する保育所とする。

[公布施行]

議案第45号 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例及び鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について（医療指導課、青少年・家庭課）

薬事法の一部が改正され、新たに大臣指定薬物の所持、使用等が禁止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正

知事指定薬物の販売、授与又は使用を目的としない購入、受領及び所持を、販売、授与又は使用を目的とする場合と同様に、禁止行為に加える。

②鳥取県青少年健全育成条例の一部改正

青少年が行い、又は青少年に対して行われることを知って、場所の提供等を行うことを禁止する行為について、薬事法の改正に伴う規定の整備を行う。

[平成26年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について（水・大気環境課）

大気汚染防止法の一部が改正され、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出義務者が変更されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①石綿を含有する建築材料を用いた建築物の解体等を伴う建設工事の実施の届出は、当該建設工事の発注者又は請負によらないで自ら施工する者（現行 建設工事を施工する者）が行うものとする。

②吹付け石綿が使用されている可能性の高い建築物の解体等を伴う建設工事の場合に行う事前調査結果の報告についても、①と同様とする。

③建築物の解体等を伴う建設工事の発注者は、当該工事を施工しようとする者が行う事前調査に要する費用を負担するなど事前調査に協力しなければならないこととする。また、当該建設工事を施工しようとする者は、当該建設工事の発注者に対し、事前調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととする。

[大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行日に施行]

議案第47号 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

(循環型社会推進課)

使用済タイヤを屋外で集積して保管している者に対する指導、勧告及び命令を適切に行うため、当該保管者に対する報告徴収及び保管場所等への立入検査を行うことができるよう、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済タイヤの保管者に対し必要な報告等を求め、又はその職員に、保管場所等へ立ち入り、使用済タイヤ等の物件を検査させることができることとする。
- ②①の報告等をせず、又は検査の拒否等をした者は、10万円以下の罰金に処する。

[平成26年5月1日施行]

議案第48号 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例の一部改正について (農地・水保全課)

国営弓浜半島土地改良事業の工事が完了することに伴い、土地改良法の規定に基づく特別徴収金徴収の対象となる事業に、国営弓浜半島土地改良事業を加える等、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

議案第49号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について (会計指導課)

保育士等修学資金の貸付対象者の拡大に伴い所要の改正を行うとともに、県内の産婦人科、小児科等の特定の診療科における医師の不足を解消することを目的とした臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件を緩和する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①保育士等修学資金の貸付対象者を県内に住所を有する者の子等(現行 県内の高等学校を卒業した者)に改める。
- ②臨床研修医研修資金貸付金の返還に係る債務は、臨床研修修了後6年間(現行 3年間)のうちに3年間、県内の特定診療科で業務に従事することを全部免除の条件とする。

[公布施行]

議案第50号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について (警察本部警務課)

平成22年度から平成25年度までの警察官の定員増員措置の終了に伴い、並びに海空港の警備体制及び高速道路の交通安全体制の強化を図るため、警察官の定員を増員する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①当分の間、警察官の定員を次のとおり改める。

現 行	改 正 後
1,226人(平成26年4月から1,221人、平成27年4月からは1,216人)	1,226人(平成27年4月からは1,221人)

- ②巡査部長以上の階級の警察官の人員がその定員に満たない場合は、その満たない人数を下位の階級の定員に加えることができることとする。

[平成26年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について (高等学校課)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正され、公立高等学校に係る授業料を不徴収とする制度を廃止し、就学支援金を支給する制度へ一本化されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成26年4月1日施行]

議案第52号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

- ①鳥取県立厚生病院の診療科の機能を強化するため、標榜する診療科に病理診断科を加えるものである。
- ②地方公営企業の会計制度が見直され、減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等については、資本剰余金ではなく繰延収益（長期前受金）として整理することとされたことに伴い、所要の改正を行うものである。
- ③消費税の税率引上げ等に伴い、県立病院において徴収する使用料及び手数料の額を改める等、所要の改正を行うものである。
 - ・重度障がい児者の短期入所に係る使用料を新たに徴収する。
 - ・年金障がい診断書の交付手数料の額を1通につき5,400円（現行 5,565円）に引き下げるとともに、次に掲げる診断書の交付手数料を条例に明記する。
 - ア 身体障害者手帳診断書・意見書
 - イ 精神障害者手帳診断書
 - ウ 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書
 - ・消費税が課される使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う。

[平成26年4月1日施行]

議案第53号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

医師、看護師、医療技術員等の増員を行い、中央病院の建替えに向けた体制整備及び診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 1,112人 → 改正後 1,154人（+42人）

[平成26年4月1日施行]

議案第54号 鳥取県環境にやさしい木の住まい建設等助成条例の廃止について

（住宅政策課）→（住まいまちづくり課）

県内事業者による木造住宅の建設等に対する補助制度を新たに設けることに伴い、県産材を活用した木造住宅の建設、住宅の改修等をした個人に交付する環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金を廃止するものである。

[平成26年4月1日施行]

議案第55号 風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止等について

（景観まちづくり課）→（技術企画課）

風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正され、10ヘクタール以上の風致地区に係る条例の制定権限が都道府県から市町村に変更されたことに伴い風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止し、及び関係する条例について所要の改正を行うものである。

また、旅券法の一部改正に伴い、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例について所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①風致地区内における建築等の規制に関する条例は、廃止する。
- ②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - ア 米子市が処理する事務から、風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく事務を削る。
 - イ 倉吉市、境港市及び日野郡の町が処理する事務から、一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理事務を削る。
- ③鳥取県景観形成条例の一部改正
届出を要しない行為から、風致地区内における建築等の規制に関する条例による許可等を受けた行為を削る。

[平成26年4月1日施行]

議案第56号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町107番2 ほか5筆	土地	2,013.20 m ²

貸付期間：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第57号 財産を減額して貸し付けること（(元)境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地）について（障がい福祉課）

相手方：社会福祉法人養和会

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
境港市中野町字膝根1929番1	土地	1,497.50 m ²
	建物	780.00 m ² （1棟）

貸付期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

減額貸付理由：障がい者の就労支援を図るため、当該財産を活用して障がい者の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、当該施設を減額して貸し付けようとするものである。

議案第58号 財産を無償で貸し付けること（(元)皆生温泉公園）について（財源確保推進課）

貸付先：米子市 個人（皆生プレイパーク運営委員会代表）

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市皆生温泉三丁目1379番のうち一部 ほか7筆	土地	17,034.50 m ²

貸付期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

無償貸付理由：県有財産の有効活用と維持管理費の低減を図るとともに、年間を通じたスポーツイベントや青少年育成活動等を通して地域の活性化を図る目的で設立された皆生プレイパーク運営委員会の活動の用に供するため、引き続き同委員会に無償で貸し付けようとするものである。

議案第59号 財産を無償で貸し付けること（米子コンベンションセンター用地）について（文化政策課）

貸付先：米子市

貸付財産：行政財産

所在地	種類	数量
米子市弥生町2番2 ほか9筆	土地	468.20 m ² のうち1000分の67

貸付期間：平成26年3月27日から平成38年3月31日まで

無償貸付理由：国内外との交流の促進、地域経済の発展と文化振興を図るため、無償で貸し付けようとするものである。

議案第60号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

貸付先：米子市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市新開一丁目1400番16	土地	241.00㎡

貸付期間：平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第61号 財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）についての議決の一部変更について（スポーツ健康教育課）→（スポーツ課）

鳥取市に対して、鳥取市武道館の用に供する土地として、県有地の無償貸し付けを行っているところであるが、県立鳥取西高等学校の耐震改修に伴い、当該用地内に存在する既存の立木及び石庭等の移設場所を確保する必要があるため、貸付面積を拡大するものである。

（変更の概要）

変更前			変更後		
種類	所在地	数量	種類	所在地	数量
土地	鳥取市東町一丁目326番	2,858.64㎡	土地	鳥取市東町一丁目326番ほか1筆	3,634.47㎡

議案第62号 財産を無償で譲渡すること（米子港護岸用地）について（空港港湾課）

相手方：国
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市灘町三丁目148番4ほか1筆	土地	6,824㎡のうち387.59㎡
米子市灘町三丁目148番4ほか1筆	護岸	94.50m

無償譲渡理由：国が設置する中海湖岸堤との一元的な管理により、中海の効率的な治水対策を図るため、無償で譲渡するものである。

議案第63号 財産の取得（消防防災ヘリコプター）について（消防防災課）

取得の目的：消防防災活動の用に供するため、消防防災ヘリコプターを更新するものである。

財産の内容：消防防災ヘリコプター（アグスタウェストランド社製アグスタ式AW139型）1機

取得予定価格：2,158,920,000円

契約の相手方：三井物産エアロスペース株式会社

議案第64号 関西広域連合規約の変更に関する協議について（企画課）

関西広域連合の次期広域計画の策定に伴い、関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

広域連合が処理する事務のうち、文化振興及び農林水産業振興等についても計画に具体を記載し、取り組むこととなったため、具体的な事務の内容として、次の事務を追加する。

- ①「広域観光・文化振興分野」
 - ・文化の魅力発信及び継承に関する事務で広域にわたるもの
- ②「広域産業振興分野」
 - ・農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務
 - ・農林水産物の競争力強化及び国内外における需要拡大に関する事務
- ③「広域環境保全分野」
 - ・生物多様性の保全に関する事務
 - ・廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務
 - ・環境学習の推進に関する事務

議案第65号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について（教育・学術振興課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、出資等に係る不要財産の返納に関する規定等が追加されたことに伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第66号 公立大学法人鳥取環境大学の設立団体が協議して定める事項の変更に関する協議について（教育・学術振興課）

公立大学法人鳥取環境大学の地方独立行政法人法第6条第4項に規定する出資等に係る重要な財産を定めることに関し協議することについて、また同法第44条第1項に規定する処分等の制限に係る重要な財産を変更することに関し協議することについて、同法第123条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

- ・出資等に係る重要な財産（新規）：帳簿価額が50万円以上の固定資産（適正な見積価額が50万円に満たないものを除く。）
- ・処分等の制限に係る重要な財産（変更）：適正な見積価格（現行 予定価格）が7,000万円以上の不動産、動産又は不動産の信託の受益権

議案第67号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが定める料金の上限の変更の認可について（経済産業総室）

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務に関する料金の上限の変更に係る認可について、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

区 分	単 位	金 額	
		現 行	変 更 後
試験分析手数料	1単位につき	104,800円	107,800円
機器・設備使用料	1時間につき	7,400円	7,600円
建物使用料			
会議室使用料以外の建物使用料	1㎡当たり1月につき	1,330円	1,360円

議案第68号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立倉吉未来中心）について（文化政策課）

鳥取県立倉吉未来中心の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：公益財団法人鳥取県文化振興財団（指名）

指 定 の 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第69号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立皆生尚寿苑）について（長寿社会課）

鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：社会福祉法人鳥取県厚生事業団（指名）

指 定 の 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第70号 公の施設の指定管理者の指定（とっとりバイオフロンティア）について（経済産業総室）

とっとりバイオフロンティアの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：公益財団法人鳥取県産業振興機構（指名）

指 定 の 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第71号 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営米子屋内プール）について（スポーツ健康教育課）

鳥取県営米子屋内プールの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

指定管理者となる団体：公益財団法人鳥取県体育協会（指名）

指 定 の 期 間：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第72号 県道の路線の廃止（清水川福成線）について（道路企画課）

南部町へ管理移管することとなったため、清水川福成線（起点：西伯郡南部町清水川、終点：西伯郡南部町福成）を廃止するものである。

議案第73号 県道の路線の変更について（道路企画課）

次のとおり、県道の路線を変更するものである。

	路 線 名	起 点	終 点
現 行	福成戸上米子線	西伯郡南部町福成	米子市車尾
変更後	境車尾線	西伯郡南部町境	米子市車尾

議案第74号 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について（水・大気環境課）

天神川流域下水道の管理費用について、流域関連市町が負担すべき金額を変更するものである。

（変更内容）

・負担すべき金額：排水1立方メートルにつき93円（現行 91円）

議案第75号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金について 議決の一部変更について（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、平成26年度から県営農業水利施設保全合理化事業を実施することに伴い、市町村の負担金の額を定めるものである。

（負担すべき額）

事業区分	負担すべき額
県営農業水利施設保全合理化事業	工事費の100分の10に相当する額

議案第76号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契 約 の 目 的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契 約 金 額：8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契 約 の 相 手 方：高田 充征 税理士

議案第77号 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について（危機管理政策課）

大規模災害からの復興に関する法律の制定、災害対策基本法等の一部改正を踏まえるとともに、条例の実施状況について検討した結果に基づき、新たな取組や強化すべき施策について、必要な事項を定めるものである。

（概要）

- ①知事は、市町村長等と協力して、防災及び危機管理に役立つ行動を県民全体に定着させる運動を推進するために必要な施策を実施するものとする。
- ②市町村長及び知事は、災害等が発生した場合に消防、救助、医療等の措置を講ずることができるまちづくりに努めるとともに、業務を的確に実施できるよう事業継続計画を作成するものとする。
- ③避難所での生活環境の整備、避難者の情報の収集整理、広域避難に対する準備措置等の被災者支援の基本となる事項を定める。

[平成26年4月1日施行]

議案第78号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成26年度税制改正による地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①法人県民税

法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げる。

区 分	現 行	平成26年10月～
資本（出資）金が1億円以下の法人で、法人税額が年1,000万円以下の法人	5%	3.2%
上記以外の法人	5.8%	4%

（注）この改正は法人税割1.8%の国税化であることから、超過課税税率（0.8%）については据え置くこととする。

②法人事業税

地方法人特別税（国税）の税率の引下げに伴い、法人事業税の税率を引き上げる。

③自動車取得税

ア 自動車取得税の税率を次のとおり引き下げる。

区 分	現 行	平成26年4月～
自家用自動車（軽自動車を除く）	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

イ 過疎地域の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る非課税措置の適用期限を2年延長する。

④自動車税

グリーン化特例について、軽課の対象を重点化した上で強化するとともに、重課割合を15%（現行10%）とする。

[平成26年4月1日施行ほか]